

## ○占冠村地域企業振興条例

平成23年9月15日条例第16号

### 改正

平成26年3月28日条例第2号  
平成29年3月13日条例第5号  
令和2年3月9日条例第6号  
令和5年3月14日条例第6号

## 占冠村地域企業振興条例

### (目的)

**第1条** この条例は、占冠村（以下「村」という。）の既存企業支援を行うことによって、村の地域経済の振興と雇用機会の確保拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定義する産業（以下「産業分類」という。）をいう。
- (2) 事業所 産業分類に定義する事業所をいう。
- (3) 既存事業者 現に村内に事業所を有し、かつ、3年以上営業を継続している事業者をいう。
- (4) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定めるもののうち、村内事業所における常用従業員の数が20名以下の事業者をいう。
- (5) 多角化 既存企業が産業分類に定める大分類のうち、新たな産業分類に進出することをいう（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に進出するものを除く。）。
- (6) 常用従業員 厚生年金保険及び健康保険若しくは、それに相当すると村長が認める保険に加入する従業員をいう。
- (7) 村民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本村の住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠がその住民基本台帳に登録された住所にあるものをいう。
- (8) 工場 固定資産税の課税客体となる土地、又は建物及び償却資産を設備し、製造加工若しくは修理、運輸、こん包、試験研究等の用に直接供する施設及び附帯施設をいう。
- (9) 新設 村内に工場、医療・福祉施設、情報通信施設等を新築、又は新規購入することをいう。
- (10) 医療・福祉施設 医療法（昭和23年法律第205号）に定める医療提供施設等及び各種法律で定められた社会福祉のための施設及び附帯施設をいう。
- (11) 情報通信施設 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造、電気通信、コールセンター、ソフトウェア及び情報処理・提供サービスを行う施設をいう。
- (12) CO<sub>2</sub>排出削減設備 事業活動に伴うCO<sub>2</sub>の排出を削減するための省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備等の設備のうち規則で定めるものをいう。
- (13) 設備 原則として固定資産税の課税客体となるものをいう。ただし、村長が特に認めた場合はその限りでない。

### (支援措置)

**第3条** 村長は、別表の左欄に掲げる事業について、既存事業者で、かつ、小規模事業者であるものが申請し、同表中欄に掲げる資格要件を満たしていると認めた場合は、予算の範囲内において、同表右欄に掲げる支援措置を講じることができる。

### (支援措置の併用等)

**第4条** 本条例の支援措置は、国又は道の制度等により類似の支援措置を受けている場合でも行うことができる。その場合における支援対象経費は、国又は道の制度等による支援を控除した後の経費とする。

- 2 次の各号に該当する場合、重複して本条例の支援措置を受けることはできない。
- (1) 占冠村活力あるむらづくり対策条例（平成3年占冠村条例第2号）に基づく助成など、村の制度等により同様の支援措置を受けている場合
  - (2) 村から運営補助金を受けている場合
  - (3) 村の出資を受けている場合  
(支援措置の申請等)

**第5条** 支援措置を受けようとするものは、別に規則で定めるところにより、村長に申請しなければならない。

(支援措置の決定及び通知)

**第6条** 村長は、前条の申請がなされたときは、速やかにその内容を審査し、支援措置の可否を決定し申請者に通知しなければならない。

(支援措置の取消し及び返還)

**第7条** 村長は、支援措置を受けていたものが、支援措置を受けるための資格要件を欠くに至ったとき、又は次の各号の一に該当すると認めたときは、支援措置決定の取消し及び支援措置による助成金等の全部又は一部の返還を求めるものとし、その返還の額及び方法等については別に定める。ただし、村長が特に相当の事由があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 村税を6月滞納したとき。
- (2) 不正な手段により、支援措置の適用を受けていると認められたとき。

(適用除外)

**第8条** 暴力的行為を行う集団の構成員及び公序良俗に反する行為を行うものは、いかなる場合もこの条例の適用を受けることができない。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。  
(条例の失効)
- 2 この条例は、令和8年3月31日限りで（以下「失効日」という。）その効力を失う。ただし、失効日までに、この条例に該当する事由等が発生した場合は、失効日後であっても、なおその効力を有するものとする。

#### 附 則（平成26年3月28日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の条例において、雇用支援事業による支援措置を受け、別表に定める資格要件を満たすものは、改正後の条例を適用する。

#### 附 則（平成29年3月13日条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和2年3月9日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和5年3月14日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

事業名	資格要件	支援措置
1 人材育成支	経営者又は従業員に対し、	① 受講料等支援

援事業	必要な技能を習得させるために助成を行ったもの。	受講料若しくはそれに相当する講習を受けるための負担金及び教材費（旅費交通費を除く）のうち村長が認めた額の100分の90以内に相当する額を交付。ただし、年額1人あたり30万円、年額1企業あたり60万円を上限  ② 賃金等支援 当該研修等に要した日数に要する従業員の賃金に相当する額のうち、村長が認めた額の100分の90以内に相当する額を交付。ただし、年額1人あたり30万円、年額1企業あたり100万円を上限
2 雇用支援事業	① 新たに常用従業員を雇用し、当該従業員の雇用日前日以前1年間の事業所の最多常用従業員数を、新規に雇用した日の総常用従業員数が上回っており、かつ、雇用日以降1年間、最多常用従業員数を超えて雇用したもの  ② 上記①の要件で雇用日以降2年間を超えた事業所又は3年間を超えた事業所で、最多常用従業者を超えて雇用了したもの。ただし、4年間を超える事業所は除く。	最多常用従業員を超える常用従業員1人につき  ① 村民採用支援 1名につき年額50万円以内、1事業所につき年額100万円以内を助成  ② 村民外採用支援 1名につき年額25万円以内、1事業所につき年額50万円以内を助成
3 多角化支援事業	多角化を行うもので、下記の全ての条件を満たすもの。  ① 村内に事業所を置いていること。 ② 従業員が1名以上いること（事業主本人を含む。）。	① 多角化支援商品券 商品券20万円分を交付  ② 多角化事業継続奨励金 ①の申請を行ったもののうち、その事業が1年以上継続し、今後も継続されると認められる場合、現金15万円と商品券10万円を、その事業が2年以上継続し、今後も継続されると認められる場合は、更に現金15万円と商品券10万円を交付
4 工場施設支援事業	工場を新設・増設したものの。	○固定資産税免除 当該施設（増設の場合は増設部分）に係る固定資産税を3年間免除
5 医療・福祉施設支援事業	医療・福祉施設を新設・増設したもの。	"
6 情報通信施設支援事業	情報通信施設を新設・増設したもの。	"
7 用地取得支援事業	工場、医療・福祉施設又は情報通信施設の新設・増設	○用地取得支援 用地取得費の100分の50に相当する額を当該施設

	に伴い当該施設の建設に係る用地を村内に取得したもの。	の営業を開始した日の属する年度の翌年度に、1企業に対し1回限り、1千万円を限度に助成
8 環境保全推進支援事業	①工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設・増設したもののうち、村内で環境保全のために緑化事業を行ったもの。	○緑化支援 緑化事業に直接要した費用の100分の30に相当する額を、1企業に対し1回限り100万円を限度に助成。ただし、施設新設・増設から3年以内に行われた事業とし、事業を実施した日の属する年度の翌年度に助成
	②工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を新設・増設したもののうち、事業活動に伴うCO2排出削減設備を導入したもの。	○CO2排出削減設備支援 CO2排出削減設備を導入するために直接要した費用の100分の50に相当する額を1企業に対し1回限り、500万円を限度に助成。ただし、施設新設・増設から3年以内に行われた事業とし、事業を実施した日の属する年度の翌年度に助成
9 特產品開発支援事業	地域資源を活用した新商品・新製品の開発を行い、製品化の上、販売を開始したもの。	○特產品開発支援 開発に直接要した費用の100分の50に相当する額を1企業に対し1回限り、50万円を限度に助成